

令和7年度補正予算「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る審査実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」（以下「本事業」という。）において採択する研究課題の選考に当たっては、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選考の体制

- 1 本事業で採択候補となる研究課題（以下「採択候補課題」という。）は、運営規則第6条及び実施規程第7条第2項に基づき設置する評議委員会（外部専門家（以下「外部委員」という。）及び農林水産省職員（以下「行政委員」という。）から構成される委員会）において、研究種目別に選考するものとする。
- 2 採択候補課題の審査については、評議委員会における総合審査及び総合討議により、営農類型毎に行うものとする。
- 3 委員は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査・選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - (2) その氏名（行政委員を除く）、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 4 公正で透明な審査・選考を行う観点から、審査対象となる研究課題の提案者と利害関係を有する委員は、当該利害関係を有する研究課題の審査・選考に参加できない。利害関係を有する委員とは、次の（1）から（8）までのいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合
 - (2) 当該研究課題の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - (3) 当該研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - (4) 当該研究課題の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - (5) 当該研究課題の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

- (6) 当該研究課題の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - (7) 当該研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合
 - (8) その他、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合
- 5 審査対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 6 評議委員会の委員長は、委員の互選をもって決定するものとする。
- 7 委員長は評議委員会の議事を主宰するものとする。委員長が職務を実施できないときは、委員長が委員の中から委員長代理を指名し、その職務を代理させるものとする。
- 8 委員は、審査により知りえた情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第3 審査、選考方法

- 1 生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課（以下「研究推進課」という。）において、応募のあった研究課題が応募要件等に適合しているか、また、書類の不備がないか等の確認を行った後、評議委員会において以下の手順で総合審査及び総合討議を行うものとする。
 - (1) 総合審査は、一次審査及び二次審査で構成され、それぞれ委員が別紙「審査基準」に基づき採点を行うものとする。ただし、生研支援センター所長が合理的と判断する場合は、1回の審査とることができ、この場合、後述する二次審査に係る規定を準用するものとする。
 - (2) 評議委員会による一次審査の結果を基に、生研支援センター及び研究推進課が二次審査の対象とする研究課題を選定し、生研支援センター所長は評議委員会に二次審査及び総合討議を依頼する。
 - (3) 評議委員会は、二次審査を行ったのち、当該結果に基づく総合討議を実施し、研究課題の最終的な順位付けを行い、生研支援センター所長に報告する。また、応募者が本事業を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項等が総合討議において提起された場合には、当該事項を併せて生研支援センター所長に報告する。なお、総合討議は、営農類型毎に指名された外部委員と行政委員の総数に対し、過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。
- 2 生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。

第4 審査・選考に係る詳細事項

- 1 一次審査は、提出のあった応募書類、研究課題提案書を要約・補完したプレゼンテーション資料（説明動画）を踏まえ、別紙「審査基準」に基づいて研究課題毎に外部

委員及び行政委員が審査項目（1－1）（1－2）を対象に採点を行う。

一次審査の評点は以下の手順で算出する。

- ・審査項目（1－1）（1－2）を対象に、外部委員による採点の平均点（外部点）と、行政委員による採点の平均点（行政点①）を算出する。
- ・外部点と行政点①の平均値を当該研究課題における一次審査の評点とする。

2 予算額を考慮したうえで、原則として、研究種目別に一次審査の評点の高い研究課題から二次審査の対象とする。

ただし、必須項目が「不適合」と判断された研究課題又は各研究種目における一次審査の評点が、審査項目（1－1）（1－2）の合計点に対し6割（小数点第一位は切り捨て）未満の研究課題は二次審査の対象としない。各研究種目における二次審査対象外となる基準点は、それぞれ以下の通り。

- ・重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）：48点未満
- ・低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発：43点未満
- ・技術改良・新たな栽培方法の確立の促進：52点未満
- ・先行的研究開発支援：51点未満

なお、委員による採点において、審査項目（1－1）（1－2）のうちいずれかの審査項目で0点の評点を付けた委員が過半数を超える研究課題については、委員長が委員の意見を聴いた上で、二次審査の対象としないことができる。

3 二次審査は、提出のあった応募書類、研究課題提案書を要約・補完したプレゼンテーション資料（説明動画）及び研究課題に対する確認事項（画面による質疑応答）を踏まえ、別紙「審査基準」に基づいて研究課題毎に外部委員及び行政委員が採点を行う。その際、外部委員は審査項目（1－1）（1－2）を対象に、行政委員は審査項目（1－1）（1－2）（2）を対象に採点を行うものとする。

二次審査の評点は以下の手順で算出する。

- ・審査項目（1－1）（1－2）を対象に、外部委員による採点の平均点（外部点）と、行政委員による採点の平均点（行政点①）を算出する。
- ・外部点と行政点①の平均値を前評点とする。
- ・審査項目（2）を対象に、行政委員による採点の平均点（行政点②）を算出する。
- ・前評点に行政点②を加えた点数を当該研究課題の二次審査の評点とする。

4 委員長は各研究種目の営農類型毎に実施する総合討議において、前項で実施した二次審査結果について各委員から採点理由や採点変更の有無等を確認し、各研究課題に対する評点と各研究種目の営農類型における順位を確定する。なお、委員長は、委員の当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。

ただし、原則として、研究種目別に評点の高い研究課題を採択候補の上位順位とするが、必須項目が「不適合」と判断された研究課題又は総合討議を経て確定された前評点が2に定める点数未満である研究課題は採択候補課題としない。

なお、委員による採点において、審査項目（1－1）（1－2）のうちいずれかの審査項目で0点の評点を付けた委員が過半数を超える研究課題については、委員長が

総合討議において、委員の意見を聴いた上で、採択候補課題としないことができる。

- 5 評議委員会は、総合討議の結果、複数の研究課題が同一の評点の場合、以下の方法により優先順位を決定する。
 - (1) 研究期間全体の委託費合計の額の低い研究課題を上位とする。
 - (2) (1)で研究期間全体の委託費合計の額が同値の場合、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、情報の管理等について考慮し、委員長が決定する。
- 6 委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの研究課題も採択候補課題として選考されなかった場合は、研究課題の審査、選考方法及び募集の方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。
- 7 生研支援センター所長は、委員長から審査、選考結果の報告を受けた後、運営管理委員会に諮り、運営管理委員会において採択課題を決定する。
- 8 生研支援センター所長は、前項で決定した採択課題の提案者に対して必要な通知等を行う。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から実施する。

(別紙)

令和7年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
(うち重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型))
審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none">・満たしている・満たしていない	<ul style="list-style-type: none">・適合・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none">・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手續・検討を進めている・認定を受けておらず、必要な手續・検討も進めていない	<ul style="list-style-type: none">・適合・条件付き適合・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none">・公募分野を対象とした研究である・公募分野を対象とした研究でない	<ul style="list-style-type: none">・適合・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none">・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる・開発供給実施計画に即していない	<ul style="list-style-type: none">・適合・条件付き適合・不適合

2 審査項目

(1-1) 研究課題及び開発等技術の意義に対する審査

項目	ア 課題設定の適切性	
内容	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか	
指標及び配点	A : 農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされている	6点
	B : 農業生産現場のニーズに概ね適合した目標設定がなされている	4点
	C : 農業生産現場のニーズに一部適合した目標設定がなされている	2点
	D : 農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされていない	0点
項目	イ 既存研究・技術からの独立性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか	
指標及び配点	A : 既存研究・既存技術と明確に異なり、目的・内容・成果の観点で独立性が高い	6点
	B : 既存研究・既存技術との差異について概ね妥当な説明があり、独立性が示されている	4点
	C : 部分的に独立性が認められるものの、既存研究・既存技術との類似が残り、差別化が限定的である	2点
	D : 既存研究・既存技術と目的・内容が大きく重複しており、独立性が認められない	0点
項目	ウ 開発等技術の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか	
指標及び配点	A : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に大きく寄与する技術である	10点
	B : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に寄与する技術である	6点
	C : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に一部寄与する技術である	3点
	D : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上にほとんど寄与しない技術である	0点
項目	エ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	
内容	開発等される製品・サービスが、既存又は類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、労働時間の削減や収量・品質の向上等を通じて、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	
指標及び配点	A : 既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を大きく増加させることが見込まれる	10点
	B : 既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる	6点
	C : 既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる	3点
	D : 既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない	0点
項目	オ 開発等技術の適用性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか	
指標及び配点	A : 多くの農業者や産地が活用可能な技術である	10点
	B : 一定程度の農業者や産地が活用可能な技術である	6点
	C : 一部の農業者や産地が活用可能な技術である	3点

項目	カ 導入障壁低減効果の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか	
指標及び配点	A : 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、多くの農業者が導入しやすい価格となることが見込まれる	3 点
	B : 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一定程度の農業者にとって導入しやすい価格となることが見込まれる	2 点
	C : 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一部の農業者にとって導入しやすい価格となることが見込まれる	1 点
	D : 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれない、又は含まれるが、ほとんどの農業者が導入しにくい価格となることが予想される	0 点

(1－2) 研究計画に対する審査		
項目	ア 技術の構成方法の妥当性	
内容	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか	
指標及び配点	A : 最終目標に対し、最適な技術的アプローチが選定されている	10 点
	B : 最終目標に対し、概ね適切な技術的アプローチが選定されている	6 点
	C : 選定した技術的アプローチにより最終目標の達成は可能であるが、より効率的な目標達成が可能な技術的アプローチが別に存在する	3 点
	D : 選定した技術的アプローチでは最終目標の達成は困難である	0 点
項目	イ 研究計画の正確性・妥当性	
内容	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るために適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか	
指標及び配点	A : 当該研究計画が、十分に社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定も実現性の高いものとなっている	10 点
	B : 当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定は一定の実現性のあるものとなっている	6 点
	C : 当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、最終目標を概ね適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定されているが、スケジュール設定は実現性の乏しいものとなっている	3 点
	D : 当該研究計画が、社会実装を見据えて立案されておらず、最終目標に照らして適切なマイルストーンが設定されていない	0 点
項目	ウ 研究経費の妥当性	
内容	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	
指標及び配点	A : 不要な備品の購入計画等もなく、必要十分な経費が計上されている	6 点
	B : 一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている	3 点
	C : 多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている又は必要な経費が計上されていない	0 点

項目	エ 研究体制の有効性・妥当性		
内容	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか		
指標及び配点	A：遂行に当たり必要な機関や者が過不足なく参画しており、綿密な連携も見込まれる	10点	
	B：遂行に当たり必要な機関や者が概ね参画しており、一定程度の連携も見込まれる	6点	
	C：遂行に当たり必要な機関や者が一部参画しており、最低限の連携は見込まれる	3点	
	D：遂行に当たり必要な機関や者の参画がなく、連携が見込まれない	0点	

(2) 政策加点			
項目	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性		
内容	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）		
指標及び配点	A：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である	15点	
	B：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である	10点	
	C：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である	5点	
	D：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である	0点	
項目	イ 開発等技術の早期実用化の可能性		
内容	食料・農業・農村基本計画で定められた KPI である、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の 1 の（2）に位置付けられたスマート農業技術等の令和 12 年度までの実用化の達成に向けて、当該研究計画の成果は当該目標年限に照らして早期の実用化が見込まれるか		
指標及び配点	A：早期の実用化（令和 11 年度以前）が見込まれる	3点	
	B：早期の実用化（令和 11 年度以前）は見込まれない	0点	
項目	ウ 関連する施策との整合性		
内容	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合		
指標及び配点	A：①、②又は③のいずれかに該当	1点	
	B：①、②又は③のいずれにも該当しない	0点	
項目	エ 中山間地域の課題への対応度		
内容	-		
指標及び配点	-	-	-点

項目	オ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	
内容	-	
指標及び配点	-	-点
項目	カ 研究体制の優位性	
内容	-	
指標及び配点	-	-点

令和7年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
(うち低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発)
審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	・満たしている ・満たしていない	・適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない	・適合 ・不適合

2 審査項目

(1-1) 研究課題及び開発等技術の意義に対する審査

項目	ア 課題設定の適切性	
内容	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか	
指標及び配点	A：農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされている	10点
	B：農業生産現場のニーズに概ね適合した目標設定がなされている	6点
	C：農業生産現場のニーズに一部適合した目標設定がなされている	3点
	D：農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされていない	0点
項目	イ 既存研究・技術からの独立性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか	
指標及び配点	A：既存研究・既存技術と明確に異なり、目的・内容・成果の観点で独立性が高い	6点
	B：既存研究・既存技術との差異について概ね妥当な説明があり、独立性が示されている	4点
	C：部分的に独立性が認められるものの、既存研究・既存技術との類似が残り、差別化が限定的である	2点
	D：既存研究・既存技術と目的・内容が大きく重複しており、独立性が認められない	0点
項目	ウ 開発等技術の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか	
指標及び配点	A：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に大きく寄与する技術である	6点
	B：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に寄与する技術である	4点
	C：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に一部寄与する技術である	2点
	D：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上にほとんど寄与しない技術である	0点
項目	エ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	
内容	開発等される製品・サービスが、既存又は類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、労働時間の削減や収量・品質の向上等を通じて、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	
指標及び配点	A：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を大きく増加させることが見込まれる	10点
	B：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる	6点
	C：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる	3点
	D：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない	0点
項目	オ 開発等技術の適用性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか	
指標及び配点	A：多くの農業者や産地が活用可能な技術である	6点
	B：一定程度の農業者や産地が活用可能な技術である	4点
	C：一部の農業者や産地が活用可能な技術である	2点

項目	カ 導入障壁低減効果の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化・小型化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか	
指標及び配点	A: 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、多くの農業者が導入しやすい価格・大きさとなることが見込まれる B: 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一定程度の農業者にとって導入しやすい価格・大きさとなることが見込まれる C: 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一部の農業者にとって導入しやすい価格・大きさとなることが見込まれる D: 低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれない、又は含まれるが、ほとんどの農業者が導入しにくい価格・大きさとなることが予想される	10点 6点 3点 0点

(1－2) 研究計画に対する審査		
項目	ア 技術の構成方法の妥当性	
内容	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか	
指標及び配点	A: 最終目標に対し、最適な技術的アプローチが選定されている B: 最終目標に対し、概ね適切な技術的アプローチが選定されている C: 選定した技術的アプローチにより最終目標の達成は可能であるが、より効率的な目標達成が可能な技術的アプローチが別に存在する D: 選定した技術的アプローチでは最終目標の達成は困難である	6点 4点 2点 0点
項目	イ 研究計画の正確性・妥当性	
内容	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るために適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか	
指標及び配点	A: 当該研究計画が、十分に社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定も実現性の高いものとなっている B: 当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定は一定の実現性のあるものとなっている C: 当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、最終目標を概ね適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定されているが、スケジュール設定は実現性の乏しいものとなっている D: 当該研究計画が、社会実装を見据えて立案されておらず、最終目標に照らして適切なマイルストーンが設定されていない	6点 4点 2点 0点
項目	ウ 研究経費の妥当性	
内容	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	
指標及び配点	A: 不要な備品の購入計画等もなく、必要十分な経費が計上されている B: 一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている C: 多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている又は必要な経費が計上されていない	6点 3点 0点

項目	エ 研究体制の有効性・妥当性	
内容	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	
指標及び配点	A：遂行に当たり必要な機関や者が過不足なく参画しており、綿密な連携も見込まれる	6 点
	B：遂行に当たり必要な機関や者が概ね参画しており、一定程度の連携も見込まれる	4 点
	C：遂行に当たり必要な機関や者が一部参画しており、最低限の連携は見込まれる	2 点
	D：遂行に当たり必要な機関や者の参画がなく、連携が見込まれない	0 点

(2) 政策加点		
項目	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	
内容	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）	
指標及び配点	A：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である	10 点
	B：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である	6 点
	C：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である	3 点
	D：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である	0 点
項目	イ 開発等技術の早期実用化の可能性	
内容	食料・農業・農村基本計画で定められた KPI である、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の 1 の（2）に位置付けられたスマート農業技術等の令和 12 年度までの実用化の達成に向けて、当該研究計画の成果は当該目標年限に照らして早期の実用化が見込まれるか	
指標及び配点	A：早期の実用化（令和 11 年度以前）が見込まれる	4 点
	B：早期の実用化（令和 11 年度以前）は見込まれない	0 点
項目	ウ 関連する施策との整合性	
内容	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	
	A：①、②又は③のいずれかに該当	
指標及び配点	B：①、②又は③のいずれにも該当しない	
	1 点	
	0 点	

項目	エ 中山間地域の課題への対応度	
内容	当該研究の実施が、公募分野の別表2で示す公募対象技術に該当し、かつ、中山間地域の課題の解決につながるか	
指標及び配点	A：当該研究が、別表2で示す技術に該当する B：当該研究が、別表2で示す技術に該当しない	10点 0点
項目	オ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	
内容	当該研究計画で実施する内容が、スマート農業技術活用促進法における認定を受けた、又は認定に必要となる手続を進めている開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むか。	
指標及び配点	A：該当する B：該当しない	3点 0点
項目	カ 研究体制の優位性	
内容	-	
指標及び配点	-	

令和7年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
 (うち技術改良・新たな栽培方法の確立の促進)
 審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	スマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手續・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手續・検討も進めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

(1-1) 研究課題及び開発等技術の意義に対する審査

項目	ア 課題設定の適切性	
内容	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか	
指標及び配点	A：農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされている	10点
	B：農業生産現場のニーズに概ね適合した目標設定がなされている	6点
	C：農業生産現場のニーズに一部適合した目標設定がなされている	3点
	D：農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされていない	0点
項目	イ 既存研究・技術からの独立性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか	
指標及び配点	A：既存研究・既存技術と明確に異なり、目的・内容・成果の観点で独立性が高い	6点
	B：既存研究・既存技術との差異について概ね妥当な説明があり、独立性が示されている	4点
	C：部分的に独立性が認められるものの、既存研究・既存技術との類似が残り、差別化が限定的である	2点
	D：既存研究・既存技術と目的・内容が大きく重複しており、独立性が認められない	0点
項目	ウ 開発等技術の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか	
指標及び配点	A：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に大きく寄与する技術である	10点
	B：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に寄与する技術である	6点
	C：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に一部寄与する技術である	3点
	D：開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上にほとんど寄与しない技術である	0点
項目	エ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	
内容	開発等される製品・サービスが、既存又は類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、労働時間の削減や収量・品質の向上等を通じて、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	
指標及び配点	A：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を大きく増加させることが見込まれる	10点
	B：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる	6点
	C：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる	3点
	D：既存又は類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない	0点
項目	オ 開発等技術の適用性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか	
指標及び配点	A：多くの農業者や産地が活用可能な技術である	10点
	B：一定程度の農業者や産地が活用可能な技術である	6点
	C：一部の農業者や産地が活用可能な技術である	3点

項目	カ 導入障壁低減効果の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか	
指標及び配点	A：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、多くの農業者が導入しやすい価格となることが見込まれる	10 点
	B：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一定程度の農業者にとって導入しやすい価格となることが見込まれる	6 点
	C：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一部の農業者にとって導入しやすい価格となることが見込まれる	3 点
	D：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれない、又は含まれるが、ほとんどの農業者が導入しにくい価格となることが予想される	0 点

(1－2) 研究計画に対する審査		
項目	ア 技術の構成方法の妥当性	
内容	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか	
指標及び配点	A：最終目標に対し、最適な技術的アプローチが選定されている	10 点
	B：最終目標に対し、概ね適切な技術的アプローチが選定されている	6 点
	C：選定した技術的アプローチにより最終目標の達成は可能であるが、より効率的な目標達成が可能な技術的アプローチが別に存在する	3 点
	D：選定した技術的アプローチでは最終目標の達成は困難である	0 点
項目	イ 研究計画の正確性・妥当性	
内容	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るために適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか	
指標及び配点	A：当該研究計画が、十分に社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定も実現性の高いものとなっている	10 点
	B：当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定は一定の実現性のあるものとなっている	6 点
	C：当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、最終目標を概ね適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定されているが、スケジュール設定は実現性の乏しいものとなっている	3 点
	D：当該研究計画が、社会実装を見据えて立案されておらず、最終目標に照らして適切なマイルストーンが設定されていない	0 点
項目	ウ 研究経費の妥当性	
内容	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	
指標及び配点	A：不要な備品の購入計画等もなく、必要十分な経費が計上されている	6 点
	B：一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている	3 点
	C：多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている又は必要な経費が計上されていない	0 点

項目	エ 研究体制の有効性・妥当性		
内容	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか		
指標及び配点	A：遂行に当たり必要な機関や者が過不足なく参画しており、綿密な連携も見込まれる	6点	
	B：遂行に当たり必要な機関や者が概ね参画しており、一定程度の連携も見込まれる	4点	
	C：遂行に当たり必要な機関や者が一部参画しており、最低限の連携は見込まれる	2点	
	D：遂行に当たり必要な機関や者の参画がなく、連携が見込まれない	0点	

(2) 政策加点

項目	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性		
内容	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）		
指標及び配点	A：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である	10点	
	B：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である	6点	
	C：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である	3点	
	D：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である	0点	
項目	イ 開発等技術の早期実用化の可能性		
内容	-		
	-		
項目	ウ 関連する施策との整合性		
内容	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合		
指標及び配点	A：①、②又は③のいずれかに該当	2点	
	B：①、②又は③のいずれにも該当しない	0点	
項目	エ 中山間地域の課題への対応度		
内容	-		
指標及び配点	-	-	-点
項目	オ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等		
内容	-		
指標及び配点	-	-	-点

項目	力 研究体制の優位性
内容	-
指標及び配点	-

令和7年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
(うち先行的研究開発支援)
審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	・満たしている ・満たしていない	・適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない	・適合 ・不適合

2 審査項目

(1-1) 研究課題及び開発等技術の意義に対する審査

項目	ア 課題設定の適切性	
内容	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか	
指標及び配点	A : 農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされている	15 点
	B : 農業生産現場のニーズに概ね適合した目標設定がなされている	10 点
	C : 農業生産現場のニーズに一部適合した目標設定がなされている	5 点
	D : 農業生産現場のニーズに適合した目標設定がなされていない	0 点
項目	イ 既存研究・技術からの独立性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか	
指標及び配点	A : 既存研究・既存技術と明確に異なり、目的・内容・成果の観点で独立性が高い	10 点
	B : 既存研究・既存技術との差異について概ね妥当な説明があり、独立性が示されている	6 点
	C : 部分的に独立性が認められるものの、既存研究・既存技術との類似が残り、差別化が限定的である	3 点
	D : 既存研究・既存技術と目的・内容が大きく重複しており、独立性が認められない	0 点
項目	ウ 開発等技術の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか	
指標及び配点	A : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に大きく寄与する技術である	6 点
	B : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に寄与する技術である	4 点
	C : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上に一部寄与する技術である	2 点
	D : 開発等の対象の品目・農作業の労働生産性向上にほとんど寄与しない技術である	0 点
項目	エ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	
内容	-	
指標及び配点	-	
項目	オ 開発等技術の適用性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか	
指標及び配点	A : 多くの農業者や産地が活用可能な技術である	6 点
	B : 一定程度の農業者や産地が活用可能な技術である	4 点
	C : 一部の農業者や産地が活用可能な技術である	2 点

項目	カ 導入障壁低減効果の有効性	
内容	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか	
指標及び配点	A：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、多くの農業者が導入しやすい価格となることが期待される	3 点
	B：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一定程度の農業者にとって導入しやすい価格となることが期待される	2 点
	C：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれ、一部の農業者にとって導入しやすい価格となることが期待される	1 点
	D：低コスト化の取組等、製品・サービスの導入障壁を低減する取組が含まれない、又は含まれるが、ほとんどの農業者が導入しにくい価格となることが予想される	0 点

(1－2) 研究計画に対する審査		
項目	ア 技術の構成方法の妥当性	
内容	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか	
指標及び配点	A：最終目標に対し、最適な技術的アプローチが選定されている	15 点
	B：最終目標に対し、概ね適切な技術的アプローチが選定されている	10 点
	C：選定した技術的アプローチにより最終目標の達成は可能であるが、より効率的な目標達成が可能な技術的アプローチが別に存在する	5 点
	D：選定した技術的アプローチでは最終目標の達成は困難である	0 点
項目	イ 研究計画の正確性・妥当性	
内容	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るために適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか	
指標及び配点	A：当該研究計画が、十分に社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定も実現性の高いものとなっている	15 点
	B：当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、かつ、最終目標を適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定され、スケジュール設定は一定の実現性のあるものとなっている	10 点
	C：当該研究計画が、一定程度社会実装を見据えて立案されており、最終目標を概ね適切にブレイクダウンしたマイルストーンが設定されているが、スケジュール設定は実現性の乏しいものとなっている	5 点
	D：当該研究計画が、社会実装を見据えて立案されておらず、最終目標に照らして適切なマイルストーンが設定されていない	0 点
項目	ウ 研究経費の妥当性	
内容	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	
指標及び配点	A：不要な備品の購入計画等もなく、必要十分な経費が計上されている	10 点
	B：一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている	5 点
	C：多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている又は必要な経費が計上されていない	0 点

項目	エ 研究体制の有効性・妥当性	
内容	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	
指標及び配点	A：遂行に当たり必要な機関や者が過不足なく参画しており、綿密な連携も見込まれる	6点
	B：遂行に当たり必要な機関や者が概ね参画しており、一定程度の連携も見込まれる	4点
	C：遂行に当たり必要な機関や者が一部参画しており、最低限の連携は見込まれる	2点
	D：遂行に当たり必要な機関や者の参画がなく、連携が見込まれない	0点

(2) 政策加点		
項目	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	
内容	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）	
指標及び配点	A：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である	10点
	B：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である	6点
	C：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である	3点
	D：開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である	0点
項目	イ 開発等技術の早期実用化の可能性	
内容	-	
指標及び配点	-	-点
項目	ウ 関連する施策との整合性	
内容	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	
指標及び配点	A : ①、②又は③のいずれかに該当	1点
	B : ①、②又は③のいずれにも該当しない	0点
項目	エ 中山間地域の課題への対応度	
内容	-	
指標及び配点	-	-点

項目	オ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	
内容	当該研究計画で実施する内容が、スマート農業技術活用促進法における認定を受けた、又は認定に必要となる手続を進めている開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ研究主体又は協力機関に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むか。	
指標及び配点	A : 該当する B : 該当しない	1 点 0 点
項目	カ 研究体制の優位性	
内容	以下の属性を満たす機関を研究グループに含む又は協力機関として置いているか。 ①社会実装を担う者 ②農業者等	
指標及び配点	A : ①及び②の両方で該当する B : ①又は②のいずれかで該当する C : ①及び②のいずれにも該当しない	2 点 1 点 0 点